

保護者の皆様

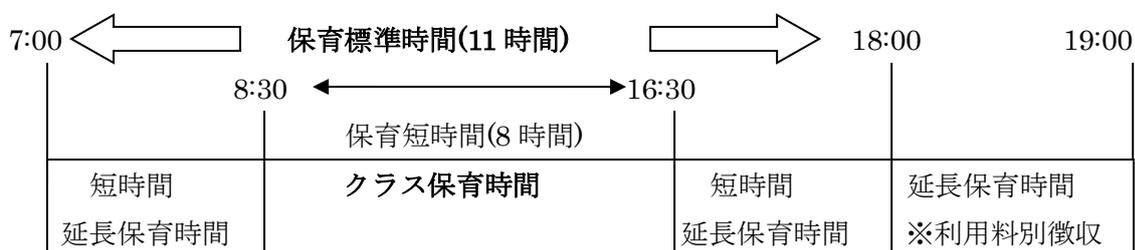
延長保育料について

もりの聖愛保育園

園長 朝倉 誠一

「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育の認定制度が導入されています。それに伴い、保育時間については、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて保育所等の利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分され、それぞれで保育料も異なり、市から各家庭に通知されていることと思います。

新年度の書類「必要保育時間届書」の手紙でもお伝えしましたが、下記の表のとおり、短時間認定の場合は8:30～16:30が保育時間となり、その前後の時間は「短時間延長保育時間」となります。



つきましては、遅くなりましたが4月の保護者会全体会時にお話させていただきました「短時間認定」の場合の延長料金について、保護者の皆様にお知らせいたします。

「短時間延長保育料金」

7:00～8:30、16:30～18:00の間 **30分ごとに150円**

※18:00～19:00の延長料金は、全園児に別途料金がかかります。(今まで同様です)

ご不明な点等ございましたら、事務室または職員までご相談ください。

皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。